

## 政治としての発話行為 ——規範性の文脈化と脱文脈化——

大河内 泰樹

はじめに

現代の規範理論において、カントは普遍主義の、そしてヘーゲルは文脈主義の立場を代表する哲学者として参照されている。例えば、ロールズやハーバーマスはみずからの立場をそれぞれカント主義であると表明しており、それに対しコミュニタリアンたちは必ずしもヘーゲル主義を標榜するわけではないが、ヘーゲルに親和的であるとしばしば理解されている。さらに最近では、まさにこのコミュニタリアンの議論を受けてホネットが、独自の文脈主義的立場からヘーゲルをより積極的に継承する立場を打ち出している<sup>(1)</sup>。しかしまた規範は、道徳や政治にしか関わらないわけではない。むしろ、ヴァイトゲンシュタインやその後継者たちはわたしたちの言語使用における規範を問題にしてきた。こうした理論哲学的な規範の問題についても、ピッピン、マクダウェル、ブランダムらがカント主義とヘーゲル主義という対比から論じている<sup>(2)</sup>。

以下では、本稿に課された「脱文脈化」というテーマに即して、現代の規範理論におけるカント的普遍主義とヘーゲル的文脈主義の対比の中で、ハーバーマス、ブランダム、バトラーの議論を参照しながら、言語と政治の関係について検討してみたい。そして文脈主義的な規範理論の立場から、わたしたちの言語使用が常に規範に従うものであるのと同時に規範を書き換えるものでもあり、その限りで少なくとも潜在的には常に政治的なものであることを示したい。

### I ハーバーマスの改変されたカント主義

たった今わたしたちはハーバーマスをカント的普遍主義の代表例としてあげたが、これには注意が必要である。ハーバーマスの規範理論の基礎をなす形式語用論に関していえば、単純にそれを普遍主義として文脈主義と対置することはできない。たしかにハーバーマスがカント主義を標榜するのは、彼の形式語用論が提起する規範性に、それぞれの社会における文化的文脈を超えた普遍妥当性が要求されるかぎりにおいてである。しかし、少なくともハーバーマスがみずからの形式語用論に要求している妥当性は、アーペルの超越論的語用論のような無条件な（「究極的に根拠づけられた」）普遍妥当性ではなく、歴史貫通的なものでもない。それは近代において合理化された生活世界において成立する規範性であり、その限りでは一定の文脈を前提としている。

したがって、ハーバーマスの理論を広義のカント主義と理解することができるとしても、それは「超越論的」であるからではない<sup>(3)</sup>。とはいえ、伝統的社会から近代社会への移行が、社会化を通じた道徳的主体の個体発生と類比的な系統発生的学習プロセスとして理解されうるかぎりにおいて、近代の合理化された生活世界における言語使用の形式の「再構成」を通じて取り出される規範が、普遍妥当性を要求することは可能だと考えられているのである<sup>(4)</sup>。したがって、この

形式語用論における規範性が事実として通用（妥当）していることから取り出されるとしても、その適用においてこの規範性は訂正される必要がなく、普遍的妥当性を持つと見なされるかぎりにおいてハーバーマスはカント主義を標榜することができるのである。

このように、ハーバーマスが自らの規範理論にたいして要求している普遍性は、カントのそれと比べるなら控えめなものである。しかし、いったん規範の普遍性が確保されるならば、政治はこの普遍的な規範の具体的な適用として理解されることになる。

有名な「嘘論文」において、コンスタンにたいしてカントが提起した論点のひとつは、まさに普遍的規則とその具体的な適用との関係であった。コンスタンは（カントによれば正当にも）「法的＝実践的原則」の具体的な適用において中間法則が必要であることを認識していた [Kant 1983 : 39-640, カント2002 : 256-257]。しかし、「真理を語る」という義務に関しては、具体的な適用において原則の側が条件付けられることを認めている点が批判されていたのであった。つまりカントにとって政治は実践的原則の具体的な適用として、中間法則を必要とするが、それはあくまで原則を具体化するためであって、そこで原則自体の妥当性が制限されるわけではないのである。

ここには、『道徳形而上学』のような体系的な著作に比すれば、不十分な形においてではあるが、道徳的原則及び法と政治との関係についてのカントの立場がはっきりと示されている。カントはここで「法的＝実践的原則（rechtlich-praktische Grundsätze）」ということばを用いているが、政治は道徳法則を基礎とする「法的＝実践的原則」の具体的な適用において問題になるのであり、政治がこれらの原則を制限することはあり得ない。原則に合致しない政治的現実、政治的行為は端的に不正なのである [Kant 1983 : 642-643, カント2002 : 260]。

ハーバーマスが指摘しているように [Habermas 1991, ハーバーマス2005]、ヘーゲルによるカント道徳論批判の論点のひとつは、この、普遍的原則の具体的な適用の問題にかかわるものであった。ヘーゲルによれば普遍的原則はそれ自身では適用不可能であり、適用の際にその原則は普遍的な地位を失わざるを得ないとされる。いいかえれば、普遍的な原則が適用の場面で実際どのように機能するのかは、その普遍的原則自体によっては決定されておらず、結局はアドホックな判断によって決定されざるを得ないというのである。

ハーバーマスの討議倫理においては、「根拠付けの討議」と「適用の討議」が区別され、「普遍化原則」がはたらく前者においては、そこで根拠づけられる規則が具体的な適用において機能するかどうかを検討することが免除される。そしてそのあとでこの規則を修正しない形で「適切性原則」 [Habermas 1998 : 140 264-268, ハーバーマス2002 : 254-258 ; Habermas 1991 : 137-142, ハーバーマス2005 : 192-197] によってこの規則が具体的な状況において適用可能であるかが検討される。道徳的原則であれ、法的原則であれ、この規範自体は文脈に左右されることもなければ、その特定の文脈への具体的な適用としての政治がその規範性そのものを左右することはない<sup>(5)</sup>。

『事実性と妥当』において討議原理は、道徳的討議と法的討議両方の前提とされ、両者に中立的であると考えられている。そのうち普遍化を要求する道徳原理は、討議原理がより特殊化されたものとして理解される。ハーバーマスにおいて法的討議で問題となるとされる民主主義原理もまた討議原理を特殊化するものであるが、この討議は単に普遍化によってではなく、ハーバーマスがそれ以前に分類していた三種の実践的討議、つまり実用的討議、倫理的－政治的討議、道徳的討議からなる複合的な討議として理解される<sup>(6)</sup>。

民主主義原理は道徳的討議における普遍化と無関係ではないが、法は「特定の歴史的条件のも

とで、みずからの社会的環境を維持する法共同体の自己組織化の媒体として働く」[Habermas 1998: 188, ハーバーマス2002: 184] ものものである。それはその共同体における善の実現に関わる限りにおいて倫理的でもあり、また普遍的（道徳的）であるか個別的（倫理的）であるかに関わらず、その目的の実現のための有効性という観点からも考察されねばならない。その意味で実用的討議をも含んでいるのである<sup>(7)</sup>。したがってハーバーマスにとって、法的討議は道徳的討議を前提とはしているが、より複合的なものである。

ハーバーマスにおいて、近代社会における道徳と法は、その成立に関しては伝統的社会的「人倫（Sittlichkeit：道徳／習俗）」から分化した領域として、独立しながら、機能的に相互補完的な関係にあるものとして理解されているが、原理的には法的討議は道徳的討議を含み込む、より複合的な過程と見なされている。そしてそこで実践的討議と倫理的討議が組み合わせられることによってより具体的な文脈に即した討議が行われるとされるのである。ハーバーマスが法的討議として展開する内容は具体的な状況における集会的決定に関わるものとして政治的であるといっていだろう。こうした図式の中で、法的討議を通じて法体系を生活世界へつなぎ止めることが『事実性と妥当』におけるハーバーマスの法哲学及び制度論の主要なテーマであり、また政治の課題とされたものであった<sup>(8)</sup>。しかしまたそこでは語用論的・討議理論的規範性が前提とされるのである。

## II 規範の文脈依存性

Iでは、カントと比較しながらハーバーマスの規範理論における政治的なものの位置を確認し、それぞれが規範の普遍性について異なった根拠付けを行っていながら、政治において、形式的に確立された規範が前提とされ、それ自体は具体的適用において変更されないと考えられていること確認した。本節では、同様に語用論を規範理論として展開しながらもハーバーマスとは異なった「ヘーゲル主義的な」理論を展開しているブランダム議論を検討する。

### 1 合理性の階梯

そもそもオースティンの言語行為論においても、発語内行為が持つ発語内効力は、慣習という言語使用にとって外的な文脈によってもたらされるものと考えられていた。このオースティンの言語行為論を継承し、社会理論と結びつけながら語用論を展開するハーバーマスは、コミュニケーション行為を行う主体の了解の地平をなすものを「生活世界」と呼ぶ。それは「多かれ少なかれ曖昧であるが、いつも問題ないものとされている、背景となる確信からなる」[Habermas 1995: 107, ハーバーマス1985: 110] ものもであり、「先行する諸世代によって以前行われた解釈の仕事を集積」[Habermas 1995: 107, ハーバーマス1985: 110] したものである。こうした伝統を背景としてコミュニケーション行為における了解が可能になるのである。その意味でこの生活世界を支えている伝統はコミュニケーションによる行為調整を補完し、「どんな現実的な了解過程にも生ずる意見の不一致のリスクを防ぐための保守的なおもり」[Habermas 1995: 107, ハーバーマス1985: 110] としての役割を果たすとされる。

そもそもわたしたちは一定の了解を共有していなければコミュニケーションを行うことはでき

ない。したがって討議の中でわたしたちは、伝統の或る部分について主題化しその正当性を問うことはできるが、その討議もまた、暗黙裏にそれ以外の伝統を背景として前提しているのである。

ハーバーマスにおいて合理性は、まさにこの生活世界で行われるコミュニケーションにおいて、理由がわたしたちの行為の動機付けをなすこととして理解されている。近代とは、生活世界がこうした形の合理性を実現する形で発展した時代であり、そのかぎりでの生活世界にハーバーマスは一定の普遍的価値を認めているのである。

ブランドムもまた、セラーズに由来する「理由の空間」の概念に依拠しながら、合理性を「理由を与え、理由を要求するゲーム」の中で理解している。言語哲学を主要領域とするブランドムにはハーバーマスのように社会理論や近代化論があるわけではないが、彼が展開する合理性論は、合理性そのものの歴史性を指摘するものである<sup>(9)</sup>。

ブランドムは、*Tales of Mighty Dead* [Brandom 2002] の序論において合理性の五つの構想を区別しており、それぞれ後続する合理性概念は、先行する合理性概念を包摂した、より複合的かつ発展したものとして理解されている<sup>(10)</sup>。

第一の合理性は「論理的合理性」と呼ばれる。これは「理由の力にたいして感受的であること (being sensitive to the force of reasons)」が求められる合理性であるとされる。ここで論理的であるとは、さしあたり (形式) 論理的に妥当することを意味し、ブランドムがセラーズから借用する「実質的推論」はここに含まれない。つまり論理的な規則に従っていないという意味での合理性である。第二の合理性は「道具的合理性」と呼ばれ、行為に理由を与える実践的推論にかかわる合理性である。それは目的を前提とし、そこからそれを実現するに適切な手段を決定する推論であり、アリストテレスの実践的推論、現代分析哲学において議論される行為論、あるいはウェーバーの目的合理性において議論されてきたものに関わる合理性であると言えよう。

ここまでの二つの合理性概念はアリストテレス以来の伝統的な論理学及び倫理学から理解され、その後分析哲学の伝統の中で更新されてきた合理性概念である。それに対し、ブランドムはデイヴィッドソンによって展開された合理性概念を次の段階に位置づける。この合理性概念においては、他のものの行動 (behavior) が、「それがわれわれの言語的行動の上に位置づけられ (be mapped onto)、われわれが彼らと会話する (converse) ことができる」[Brandom 2002: 4] とときに、合理的であると見なされる。この第三の合理性をブランドムは「解釈的合理性」と呼ぶ。

ブランドムが主著 *Making It Explicit* [Brandom 1994] で詳細に展開した合理性概念は「推論的合理性」として第四の段階に位置づけられる。ここでは「理由を与え、理由を要求するゲーム (giving and asking for reasons)」の中で、推論的に分節化されたコミットメントを引き受けることが要求される<sup>(11)</sup>。ある主張を行うことによって、そこで主張されている命題の前提となっている命題と、その命題から推論的に帰結する命題の両方にたいしてコミットすることをも引き受けなければならないのである<sup>(12)</sup>。ブランドムのモデルでは、こうしたコミットメントの引き受けは、「スコア・キーパー」と呼ばれる第三者によって判定される。わたしたちは推論的關係にもとづいて、互いにスコアをつけあいながらこの理由を与え、要求するゲームを行っているのである。その限りで、この推論的合理性は、「社会的合理性」とも呼ばれる<sup>(13)</sup>。

この合理性概念は上の三つの合理性を包含するものと見なされる。つまり、1. 形式的推論が実質的推論の派生形態と見なされることによって論理的合理性を、2. 実質的推論は同様に実践的推

論を包含することによって道具的合理性を、3. 推論的關係が第三者による「解釈」を通じて帰属させられるコミットメントの問題として理解されることにおいて解釈的合理性を含み込んでいく。しかし、*Tales of Mighty Dead* でブランダムは、これをも包括するもうひとつの合理性、「歴史的合理性」の概念を提起する。

個々の言語行為において、それを行う際に、また第三者として他者が行う言語行為についてスコアをつける際にわたしたちが依拠するのは、ブランダムによれば形式的普遍的な原則ではなく、その所属する社会において歴史的に積み重ねられてきた言語使用の蓄積である。その都度判断をおこなう者が、選択された過去の判断に依拠しながら、その過去の判断の解釈を通じて、何が合理的と見なされるのかを表現する。そしてその判断の表現は、蓄積され将来の判断の合理性の資源となり、またこれにもとづいて判断がなされ、表現にもたらされる。こうして歴史は「判例」を蓄積し先へと進んでいく。合理性はこのようにして慣習法（common law）モデルにおいて理解されるのである。

ブランダムはこうした慣習法モデルで理解される合理性概念において要求される歴史性を、彼独特のいささか不器用な表現で「概念の、選択的、累積的で、表現的に進行的な（a selective, cumulative, expressively progressive）系譜学」[Brandom 1994]と呼ぶ。つまり合理性は、伝統において蓄積された過去の判決から選択的に先例が選ばれ、そこにおいて用いられている規範を表現していく中で、さらに判決が積み重ねられ進歩していくものとして理解されるのである。

## 2 規範的語用論と社会的合理性

次にここではブランダムの規範的語用論における規範の確定の問題について確認しておこう。それは第一に、この問題がまさに規範とその具体的適用との関係に関わっているからであり、第二に、まさにこの問題の解決が見出される中でカント主義からヘーゲル主義への移行の必要性が示されているからである<sup>(14)</sup>。

ブランダムはカントの功績を、語ではなく「判断」ないしは「文」を意味の基本的単位と考えたこと、そしてこの判断を「規則」ないし「規範」の問題としてあつかったことに見出している<sup>(15)</sup>。しかしブランダムは、ヴィトゲンシュタインを援用しながら、この規則に伴う理論的な問題を指摘する。それは、普遍的に妥当する規則を定立したとしても、その適用にあたっては、適用のための規則を必要とする、しかしまたそうした補助的「規則」もまた、その適用のための「規則」を必要とすることになりこれは無限後退を引き起こす、というものである。こうしてこの規則主義（Regulism）がまずは退けられる [Brandom 1994 : 18-26]。

ブランダムが次に検討するのは規則性主義（Regularism）である [Brandom 1994 : 26-30]。それは対象に見出される斉一性、つまり多くの事例の一致という意味での「規則性（regularity）」から規範を見出そうとする立場である。しかしこの理論においては、例えば或るグループ内の人間の多くがある行動をとっていたとしても、それが規範に従って行われているのかどうかを識別することはできないという問題がある。規則性を発見したとしてもそこに規範があるかどうかは確認できないのである。そこで、この規則性主義を補うものとして検討されるのが「制裁アプローチ（sanction approach）」である。制裁アプローチは、規則性そのものによって規範を根拠づけるのではなく、或る行動をとった者にたいして制裁が下されることにおいて一致が見られる（規則性が見出される）ときに、そこで制裁のきっかけになったと思われる行為を禁じられていると

みなし、そこから規範を理解するというものである。しかし、この制裁アプローチもまたそこで制裁という行為の規則性が見出されなければならない限りにおいて、恣意的に規範を設定することになりかねない。そしてまた規範が侵犯されたときに実際に必ず制裁が行為として行われるとは限らないのである [Brandom 1994 : 26-46]。

そこでブランダムが提案するのは、もっと洗練された形での「制裁アプローチ」である。つまり、上の理論の問題は理論家が制裁を制裁として解釈しなければならないことに問題の源泉があった。しかし、そうした解釈は潜在的なコミュニケーション当事者自身が行っているのであり、またそのもの自身が制裁を加える者でもあるのである。

ブランダムによればわたしたちが命題内容を持った主張を行うということは、或る立場にコミットしているということである。そして、その発話者が何にコミットしているのかをそれを聞く第三者は「スコア」としてつけている。そしてそのコミットメントは推論的關係の中で、或る主張へのコミットメントを前提としているであろうし、さらにその主張へのコミットメントがさらなる次の主張へのコミットメントを含んでいると判断されることもある。そのとき最初の発話者がそれとは別の主張へのコミットメントをおこなう権限を持っている (entitled) と見なされることもあれば、逆に別の主張にはコミットメントする権限を持たないと見なされることもある。そうして第三者は発話者の主張についてその「スコア」をつけ、評価を行うのである (スコア・キーパー)。そこで、権限を持たないはずのコミットメントを発話者が表明した場合、このスコア・キーパーは「制裁」を行う。つまり発話者のスコアを下げることになる [Brandom 1994 : 178-180]。

### 3 討議から理由の空間へ

さて、ブランダムのこうした規範性および合理性の理解にたいして、ハーバーマスの規範理論はいかに位置づけられるだろうか。まず確認しておかなければならないのは、ブランダムの議論はあくまで言語使用の規範性の問題にとどまり、ハーバーマスのようにこれを道徳にまで拡張するわけではないということである。しかしまた、ハーバーマスの討議理論が語用論を基礎とする限りで、ブランダムの語用論がもしハーバーマスの語用論に大きな修正を迫るものであるならば、討議理論自体の再検討が要請されることになるだろう。上で見たようにハーバーマスの規範理論は、近代の生活世界を再構成しようとするものであり、規則主義として想定されるような、強い意味での普遍的な規範性を要求しているわけではない。ブランダムの規則主義への批判が、ヘーゲルのカント批判と類比的であるとするならば、ハーバーマスがヘーゲルによるカント批判が自らの討議倫理には当てはまらないと主張していることは確認しておかねばならないだろう<sup>(16)</sup>。しかし、再構成を通じて獲得されたにせよ、その規範性に普遍的な地位が与えられるならば、規則主義において指摘されていた、適用における中間規則の挿入の無限後退の問題は残ることになる。さらにそこから両者の語用論について、以下のような基本的対立点が見えてくる。

まず、ハーバーマスにおいて、生活世界における背景的知識はわたしたちのコミュニケーションの前提ではあるが、そこにおける言語使用の規範性の根拠ではない。規範的地位を持つ形式的語用論は、近代社会における合理化された生活世界におけるコミュニケーションを前提とし、そこから再構成されたものであるが、個々のコミュニケーションに対しては普遍的な地位を確保し、それを基準に個々のコミュニケーションが判断される。それに対して、ブランダムにおいては、(ハーバーマスの用語でいえば) コミュニケーションの妥当性はそれ自体コミュニケーションの

中で検証にさらされるものである。

次にこれと関連して、ハーバーマスにおいては、いったん或る発話行為の妥当要求に疑義が示されるやいなや、この検証が行われる議論は「討議」という別のレベルに置かれる。こうした想定は、わたしたちが日常行っているコミュニケーションに、不必要な分割線を引くものであるように思われる。「理由を与え、理由を要求する」という営みが行われる場としての「理由の空間」は、わたしたちの言語使用の特殊な領域に押しやられることになる。ブランダムにおいてはこうした区別は必要ない。理由の空間はまさにわたしたちの日々のコミュニケーションの中にあるのである。

第三にブランダムにおいては、理想的発話状況は必要とされない。わたしたちは常にすでに日常のコミュニケーションの中で相互に相手の発話にたいしてその妥当性を検証しあっているのであり、規範はそのわたしたちの日常的な言語ゲームの外に存在しているのではない。過去の判断の蓄積は、わたしたちに規範的判断の基準を与えることになるだろう。しかし、それについてわたしたちはその都度解釈を与えており、かつわたしたちが行う判断と、それに伴う言語行為がまた規範を日々新たに上書きしているのである。

### Ⅲ 推論的意味論と中傷語の語用論

ブランダムが歴史的合理性として提起したものを、「脱文脈化」という本稿に課された課題にそくして述べてみよう。わたしたちがことばを用いて何か発話を行うときには、過去の発話の蓄積を文脈として必要とする。しかし、わたしたちがそこで行うのは、単に過去継承されてきた規範に従うことでなく、過去の規範の解釈を提示し、その解釈にもとづいて新たな文脈を作り出すことである。したがってそれは同時に、解釈を通じての脱文脈化の行為であり、新たな文脈を作り出す文脈化の行為でもある。

前節でハーバーマスとブランダムの語用論の違いを何点かあげたがもうひとつ決定的な違いがある。それは、ハーバーマスの語用論が形式的なものにとどまり、意味論から切り離されているのに対し、ブランダムの語用論が意味論の基礎をもなしているということである。ブランダムの規範的語用論と推論的意味論は、彼がよく使う表現を借用すれば「一つのコインの両面」である。ブランダムは、このみずからの推論的意味論を説明するにあたって、ドイツ人をさして用いられる「Boche」という中傷語の例を取り上げている<sup>(17)</sup>。上でみた規範的語用論の考え方では、語を用いて何らかの主張を行うことは、一方でその語の使用を可能とする状況（前提）を充たしていることが必要であり、他方で、そこから推論的に帰結する内容についてもコミットしていることを示すことになる。文と語の意味はまさにこの推論的な関係の中で理解されるのである（推論的意味論）。例えば「Boche」という語を使用するときに、充たさなければならない条件と、そう主張することがもたらす帰結はブランダム（とダメット）によれば次のようなものである。

条件：その人がドイツ人である

帰結：その人が野蛮で、他の（ヨーロッパの）国の人よりも残虐行為への傾向を持つ。

[Brandom 1994 : 126, 2000 : 69 ; Dummett 1981 : 454]

ブランダムによれば「Boche」という語の意味はこの条件と帰結によって決定されており、どちらもこの語の意味を変えることなしには切り離されえない。したがってある人 A について「A が Boche である」と主張した者は、その名指された人がドイツ人であり、かつその人が野蛮かつ残虐な傾向を持つということにコミットしていると見なされることになる。

ハーバーマスの形式語用論に則れば、この問題は「A は Boche だ」という発話内容に対する妥当要求の正否の問題となるだろう。名指されている人物がドイツ人であるということの真理性が確保されているとするならば、問題となるのは正当性要求であり、その人、あるいはそもそも誰かを「Boche」と呼ぶことが「正当 (richtig)」であるかどうか問われるだろう<sup>(18)</sup>。

それに対し、ブランダムがこの例を持ち出すのは、ある発話を行うことが、その内容へのコミットメントの条件となるものから、帰結となるものへの推論に対するコミットメントをも含んでいることを明らかにするためである。「彼は Boche である」という発話は暗黙のうちに「彼がドイツ人である」という前提と同時に、「もし彼がドイツ人であるならば、彼は野蛮で、他の国の人よりも残虐行為への傾向を持つ」という推論関係に対するコミットメントを含んでいる<sup>(19)</sup>。

ブランダムの語用論の中では、この主張自体の正当性を問うことは問題にならない。問題は発話者がそのコミットメントを引き受けるのか否かである。条件の側からみれば、そこで名指されているのがドイツ人であるなら、その人が「Boche」であることを否定することはできない。しかしまた、「Boche」であると主張したならば、そのものが「他の国の人々よりも残虐行為への傾向を持つ」ことを否定することはできないため、この条件から帰結への推論的移行にコミットしたくないものはこの語の使用を拒否しなければならないことになる [Brandom 1994 : 126, Brandom 2000 : 69-70]。

ここで注目すべきは、ブランダムによるダメット批判である。ダメットは、「Boche」という概念が不適切 (wrong) であるのは、その語を、それまでその語を語彙として持っていなかった言語に付け加えることが、その言語の残りの部分の「非保存的な拡張」を示すことになるからだとしている。それはつまり、「この語を含んでいなかったある他の陳述 (statement) が、その語を含んでおらず、以前は推論可能でなかった他の陳述から推論可能となる」からである。つまり「Boche」を導入することは、「彼はドイツ人である」から「かれは野蛮で、他の国の人よりも残虐である傾向を持つ」を推論可能とする語彙の導入であるから認められないとするのである [Brandom 1994 : 125-126, 2000 : 69-70]。

しかしブランダムによればこのような非保存的拡張は「論理学の外では悪いことではない」 [Brandom 1994 : 127, 2000 : 71]。ブランダムは、実際科学はこのような新たな内容を導入することによって進歩してきたという。なによりも、意味が推論的關係によって決定されるものであり、そして暗黙裏にであれ、すでに存在しているような推論関係しか認められないとするならば、その言語は既存の意味を反復することしかできない。このことが、右でみたブランダムの歴史的合理性概念と密接に関わっていることは容易に見て取れよう。合理性が推論的かつ社会的であるだけでなく歴史的でなければならないのは、規範のその都度の解釈において、規則の更新がゆるされるからである。そして新しいことばの追加においてだけでなく、わたしたちはあらゆる言語行為において、それに続く言語行為の意味を支えるような新たな意味を解釈として付け加えているのである。

ブランダムによれば、ダメットは状況と帰結の間の「調和」について不十分な理解にとどまっ

ていた。ダメットが状況と帰結の調和を「保存性（保守性 conservativeness）」として理解し、これが必ず確保されなければならないと考えたために言語使用の推論的關係を、理念化された透明なものに見なさざるを得なくなったのだというのである。それにたいして、ブランドムは「意味論的あるいは推論的調和の理論の理念がそもそも意味をなすかぎりにおいて、それは、進行中の解明過程（ongoing elucidative process）という探求の形態をとらなければならない」[Brandom 2000：75]と主張する。この探求において、語の使用の規則、ひいてはその意味間の不一致が発見され、そしてこの不一致が修復（repair）されていく。つまり、ある言語の中に含まれている規則の調和は、はじめから確保されるのではなく、目指されるものであり、わたしたちの言語活動そのものがこのプロセスの中で行われるのである<sup>(20)</sup>。

#### IV 「再意味づけ」と政治

ブランドムがダメットから「Boche」という中傷語の例を借用するのは、「記述的」条件から「評価的」帰結への推論という特殊な例を挙げるためではない [Brandom 2000：20]。ブランドムは記述的であるか評価的であるかにかかわらず、すべての主張がこうした条件から帰結へのコミットメントを含んでいると主張している<sup>(21)</sup>。ダメットがこの例を、ある言語体系への新たな規則の導入という問題を論じるさいにあげていることから、ブランドムもまたそう理解している。その上で、新しい言葉や規則の非保存的導入もまた、規則間の調和が時間的なプロセスの中で実現されるべきものとして理解されることで、ゆるされることになるのであり、それがわたしたちの言語の通常のありかたに合致していると主張されているのである。

ところが、この「Boche」という語の例をみたとき、この二人が考えているのとは別の文脈で言語と規範の歴史性を考えることができるように思われる。それは、「AはBocheである」と発話することが、上で見たような推論關係へのコミットメントを含んでいると見なされるのは、この語を導入しようとする者が、そうした推論的關係を成立させる新たな語をその言語に導入しようとしているからではなく、その語の使用がそうした推論關係を含んでいるということが、すでに理解されているからである。わたしたちは通常、すでに「Boche」という語を含んだ命題が（推論的關係の中で）何を意味するのかを知っているのである。

ジュディス・バトラーは、『触発する言葉』において、「ひとを傷つける言葉」を主題とし、ヘイトスピーチという言語行為の語用論的分析を行っている<sup>(22)</sup>。そこでバトラーが次のように述べるとき、ヘイトスピーチの問題と、その発話者の責任は、新たな言葉が作り出されたことではなく、その言葉をそのように機能させたことにあると主張されている。

[ヘイトスピーチの] 発話者の責任は、無から言語を再建するというのではなく、自分の発言を制約すると同時に可能にしている [言語] 使用の遺産をうまく扱うということから成立する

[Butler1997：27, バトラー2002：44]

ここでは、バトラーがこの著作で検討している、発話行為の種類と責任との關係を論じることはしない。わたしたちの文脈で重要なのは、バトラーがここで「言語使用の遺産をうまく扱った」

点に、発話者の責任を見出しているという点である<sup>(23)</sup>。ヘイトスピーチがそれとして機能することができるのは、その発話の内容があるグループにたいする中傷であるということが、名指される相手に（そして同時にスコア・キーパーに）理解される限りにおいてである。彼／彼女たちはまったく新たな言葉を導入することで、そうした行為を行うことはできないだろう。その限りでは、ヘイトスピーチの発話者の言語使用もまた、過去蓄積されてきたその語の使用の歴史に規定されているはずである。バトラーは語ないし名の歴史性について、中傷語に即して次のように述べる。

中傷する名には、明らかに歴史がある。明示的に述べられていなくても、発話の瞬間に呼び起こされ、再強化される歴史がある。その歴史とは、たんに、その名が、どのように、どのような文脈で、どのような目的のために用いられたかについての歴史であるだけではない。それは、そのような複数の歴史が、名の中で、名によって据え付けられ抑留される道りである。したがって名には、歴史性がある。歴史性とは、或る名に内在するようになり、そして或る名の現在の意味を構成するようになってきた歴史だと理解してもよいだろう。それはつまり、その名の一部となって来た、その名にまつわるさまざまな使用の沈殿である。凝結する沈殿、反復。それが、その名に力を与える。

[Butler 1997 : 36, バトラー2004 : 56-57]

たとえば「A は Boche である」という発話が、「A はドイツ人である」から「A は残虐行為への傾向を持つ」への推論にコミットすることを含意するのは、この語がこれまでに用いられてきた歴史を背景として持っているからである<sup>(24)</sup>。ある人種・民族に属する人々やある性的指向を持つ人々が、ある侮蔑語で呼ばれ、名指されるとき、その語が侮蔑語として機能し、その当事者たちを傷つけるのは、その語がそう機能するような意味をすでに帯びているからであり、その語が用いられてきた過去の歴史によってその語に意味が結び付けられているからである。バトラーがヘイトスピーチの発話者たちが行っているのは過去の発話の引用、ないしは反復にすぎないというとき意味しているのはこのことである。しかしもちろんそのことはこの発話者を免罪するものではない。

ヘイトスピーチを発する (utter) ひとは、そのようなスピーチが反復される仕方、またそのようなスピーチに再び活力を与えるということにたいして、また憎悪 (ヘイト) と中傷の文脈を再び作り出すということにたいして責任がある。

[Butler 1997 : 27, バトラー2004 : 44]

上記のように、わたしたちの言語行為に含まれている語は、歴史性を帯びているからこそ特定の意味を持っている。その意味を規定しているものは、過去の使用の蓄積である。しかし、一度わたしたちがこの語を用いるならば、わたしたちはそこでわたしたちが作り出した文脈を引き受けて、その語の意味を上書きし、未来のその語の使用に対して、その語の意味を規定する文脈を構成することになる。そうしてヘイトスピーチの発話者は蓄積された意味を「うまく使う」ことによって、その発話をヘイトスピーチとして機能させることができたのである。したがってその

発話が「引用」であるとしても、その発話者が免責されはしない<sup>(25)</sup>。

このことはバトラーのいう「再意味づけ (resignification)」という「戦略」について再検討を要求することになるだろう。なぜなら、「再意味づけ」を行っているのは、原理的にいえばヘイトスピーチにたいする対抗言説だけでなく、まさにヘイトスピーチ自体が「再意味づけ」を常に行っていることになるからである。いや、より厳密に言うならば、わたしたちの言語使用は何らかの「再意味づけ」を常に行っているのであり、その再意味づけ（それが既存の意味の強化であれ、あるいはその語の意味をラディカルに変えるような狭義の再意味づけであれ）の余地においてわたしたちの言語行為は常に責任を問われるのである。

ヘイトスピーチとその対抗言説の存立可能性は、同じところに存している。したがって厳密に言うのなら「再意味づけ」自体は、戦略として採用されうるようなものではない。戦略はこの再意味づけという我々が常に行っている行為について自覚的になることで、これをどのように作用させるかにかかわるのである。バトラーの行為者性 (agency) はまさにそうした被規定性の中で始めて立ち現れる。それは、すべてをはじめから始めることのできる「主権的主体 (the sovereign subject)」ではない<sup>(26)</sup>。それは被規定性の余地、「あそび」においてしか生じないのである。

## 結論

文脈主義に対置される普遍主義の立場においては、ハーバーマスのように弱められたバージョンであっても、普遍的原理の地位は具体的な適用とは別の審級によって確保されるものであった。ブランダムは語用論と歴史的合理性の概念は、規範は日々わたしたちが行っているコミュニケーションから切り離されるものではなく<sup>(27)</sup>、わたしたちがそのなかで行っていく解釈の中で示されるものであり、その意味で歴史的に形成されている。そのような合理性概念にもとづく言語理解は、バトラーの「再意味づけ」の議論に接合可能であり、バトラーがヘイトスピーチをめぐる取りくんだ問題の一部をより適切に理解するのに役立つことを示してきたつもりである。

もちろん、言語哲学を中心とするブランダムの問題意識と、同じ言語を問題としながら、これを社会的アイデンティティの問題に接合することで社会批判への基礎を提供しようとするバトラーの問題意識とは大きく異なっている。しかし両者は超越論的、ないし疑似超越論的な普遍性の審級を認めない点で、そしてそのことに関してヘーゲルを評価している点で共通している<sup>(28)</sup>。まさに規範に関するヘーゲル主義は、政治性を規範と不可分なものとするのである。

もちろんブランダムは、政治行為としてではなく、たんに新たな語彙の導入の例として「Boche」という言葉の例を挙げたにすぎない。しかしブランダムは意図をはなれて、ヘイトスピーチの語用論なるものをそこに見出すとすれば、そこで問題とされるべきは、むしろ既存の言葉の使用の問題であった。実際、上でみたように、ブランダムがこの前提から帰結への推論にコミットしたくない者にたいして提示するオルタナティブはこの語を用いないという選択であった。だとしたらこのコミットされる推論は、この語を今用いようとする発話者によって取り決められたものではなく、決定されているはずである。しかしまたブランダムが見落としていたのは、ここでそのような推論的關係の中で理解されている「彼は Boche である」という発話を行うことそれ自体が、彼自身の歴史的合理性のコンセプトの中で理解するならば、将来の言語使用の文脈を構成してい

るということであり、そこに未来の「慣習」の変容に、話者が介入する余地が存在するということである。いや、ヘイトスピーチをおこなう者たちも、まさにその余地に介入することによってヘイトスピーチを成立させているのである。

それは「理解のおもり」としての生活世界（ハーバーマス）を変容させることである。その語を使用した者を、その語の使用が条件と帰結としてもつ推論にコミットさせるのは、あるいは（もっと適切に言えば）その発話を聞いた者が発話者にそうした推論へのコミットメントを帰属させるのは、「先行する諸世代によって以前行われた解釈の仕事の集積」としての、そのコミュニケーションの背景をなす文脈によってであろう。ハーバーマスもまた、そうした生活世界という背景知識を問題化し、主題として論じることができるとしていた。そのことによって、わたしたちはそうした生活世界そのものを修正し、次へと引き継いでいくことができると考えているのである。しかし、そのような改変の可能性は主題化された討議に限定される必要はないだろう。むしろ、主題的でないわたしたちの語の使用において、文脈をうまく用いることでわたしたちは、生活世界を変革していくことができるのである。

上で言及したブランダムという言葉をもう一度引くならば、「こうしたことは論理学の外では普通である」。わたしたちがある既存の言葉を用いるとき、わたしたちは日々その語の意味を上書きしている。わたしたちの個々の行為ないし言語行為を理解可能なものとする規範性もまた、わたしたちの行為ないし言語行為に対する形式的な条件として単に前提されるものではない。わたしたちは過去に形成されてきたそうした規範性に従い、あるいはそれに抵抗しながら、個々の言語行為を行うのである。「誠実な」言語行為でなくとも、たとえパロディーであろうとも（いやパロディーであるからこそ）、それは過去に積み重ねられてきた言語使用が形成してきた規範性を無視してはそもそも理解され得ないだろう。このような「再意味づけ」の実践によって、ヘイトスピーチで用いられる中傷語の力をそぐことも（しかしまたそれを強化することも）可能になる<sup>(29)</sup>。したがってバトラーのいうように、これは修辞の問題でありかつ優れて政治的な問題である [Butler 1997: 15, バトラー2002: 25]。わたしたちの言語使用は、新たな文脈を作り出しているという意味で、常に脱文脈化でありかつ文脈化である。だからこそわたしたちの言語使用は少なくとも潜在的には常に政治的なのである。

#### 注

- (1) 2000年以降のホネットのヘーゲル主義については拙論 [大河内2009: Okochi 2012] を参照。
- (2) このあたりの事情については拙稿 [大河内2014] を参照されたい。
- (3) ここでは「超越論的」ということばをカントによって定義された意味においてではなく、現代より広い意味で用いられている仕方でも用いる。つまりそれは、アプリアリに、文脈に依存せず普遍的に妥当することを、超越的・形而上学的な想定に訴えずに、しかもたんに論理的にはない仕方でも要求するという意味である。ハーバーマスはみづからの立場を「疑似-超越論的 (quasi-transzendental)」と形容することもあるがそれは、規範が現実から独立に導出されるわけではない限りにおいて超越論的ではないが、そうして取り出された規範が文脈に依存しない普遍妥当性を要求する限りにおいて超越論的であるという意味として理解できる。
- (4) とくに、以下を参照 [Habermas 1976, 1995: Ch.1, 2, 6]。
- (5) ハーバーマスは討議倫理を構想する中で「普遍化原則U」と「討議原則D」を導入していたが、これらはいずれも討議倫理の一部をなす原理として理解されていた。それに対して『事実性と妥当』において法的討

議を規定していく中で、「討議原則 D」は道德原理に先行するものとして理解されるにいたる。ハーバーマスの討議倫理の変容過程については朝倉輝一『討議倫理学の意義と可能性』[朝倉2004]第二章にわかりやすくまとめられている。

- (6) 『事実性と妥当』[Habermas 1998, ハーバーマス2002]第2、3章。またこれらの討議の区別については [Habermas 1991, ハーバーマス2005]の第五章を参照。
- (7) 「……法共同体の政治的意志は、なるほど道德的洞察と調和すべきものではあるが、所与の利害状況と実践的に選択された目的についての間主観的に共有された生活形式の表現でもある」[Habermas 1998 : 188, ハーバーマス2002 : 185]。
- (8) ここで重要となるのが「コミュニケーション的権力」の概念であるが、本稿では扱えない。
- (9) ハーバーマスのブランダム批判については [Habermas 1999]。
- (10) 以下のまとめは拙稿 [大河内2012]による。
- (11) この推論的意味論については中傷語の例に則して以下でより詳しく検討する。
- (12) ただし、ここで推論といわれているのは、たとえば論理学における三段論法の形式で示されるのではなく「実質的推論」と言われるものである。
- (13) この「スコア・キーパー」が、コミュニケーションを俯瞰する理論家ではなく、コミュニケーションにおける当事者であることは重要である。また、これはコミュニケーションにおいて機能上区分される第三者であり、対話相手をそこから排除するものではないと理解すべきである。
- (14) 以下は、ブランダムの *Making It Explicit* [Brandom 1994]の第一章及び第三章に依拠する。
- (15) たとえば [Brandom 1994 : 7-11]。したがって、ブランダムがカントに規範理論を見出すのは、道德哲学においてではなく、理論哲学においてである。ハーバーマスのブランダム批判はこの点をとらえ損ねている [Habermas 1999]。
- (16) 「カントに対するヘーゲルの異議は討議倫理にも当てはまるか?」『討議倫理』[Habermas 1991]第一章参照。
- (17) この例自体はダメット [Dummett 1981] が用いているものをブランダムがとり上げたものである [Brandom 1994 : 125-130, 2000 : 69-72]。
- (18) もちろん語り手が実際はそう思っていないのにそう主張しているのではないかと「誠実性」を問うこともできる。
- (19) もちろんそれはさらに「彼は野蛮で、他の国の人よりも残虐行為への傾向を持つ」という主張へのコミットメントを帰結する。
- (20) ブランダムはこれを「ソクラテス的实践 (Socratic practice)」と呼ぶ [Brandom 1994 : 130, 2000 : 76]。
- (21) そもそもこの議論は論理学において新たな接続詞 (connectives) を導入する際に、いかなる制限が存在する [べきな] のかという問題をめぐってなされたものであった。
- (22) バトラーがここで行っている分析はもちろん「語用論的」な分析にはとどまらない。例えば中心的に扱われているのは中傷語が与える傷の身体性、中傷という行為の行為者性、言語行為の文脈において働く権力、そしてとくに言語的な存在としての人間といった問題である。以下ではそうした内容豊かな分析の中から上でとくにブランダムにおいてみたような語用論に関わる内容を抽出することになるだろう。
- (23) 邦訳では the legacies of usage が「言語使用の慣行」と訳されており、そのため legacies という言葉が持っている過去の蓄積を通じてわたしたちに伝えられているものというニュアンスが失われてしまっている。
- (24) 「Boche」という言葉は、もともとは第一次大戦中にドイツ兵を指してもちいられたフランスの俗語であり、

この語が残虐なという意味合いを帯びるのは、ドイツとの戦争におけるフランス人たちの経験が刻印されているからだろう。そしてまた、現代この語が用いられるときには、ナチスドイツと第二次大戦の経験もまたそこに加えられているかもしれない。この語をわたしたちが用いるときにコミットすることになる推論的關係は、過去のこの語の使用に依存しているのである。

- (25) これが、フレーゲによる言葉の「使用」と「引用」の区別がヘイトスピーチには成り立たないとバトラーがする理由である。しかし、バトラーの考えでは、例えば私がここで「Boche」という言葉を例として用いることさえ、中傷語を使用した責任を問われる。私の意図にかかわらず、そうした「引用」が誰かを傷つけたり、否定的な社会的効果を持ったりすることがあり得るからである。ここにいくつかの問題が生じてくる。例えばバトラーは、発話の意味は文脈の偶然性に左右されるのであり、原理的には言語の意味は発話そのものにおいては未確定で偶然的なものであると考えている。だとすると、ヘイトスピーチの発話者にたいして問われている責任とは何であるのかが問題になろう。ヘイトスピーチを批判するためにそれを「引用」する発話者にも責任が問われることになるのだろうか、それはなんに対しての責任であるのだろうか。また、こうした考察はまた心情倫理と責任倫理の境界についての再考を要求するだろう。しかし、こうした問題はいずれも本稿の射程を超えるものであり、ここで扱うことはできない。
- (26) バトラーの『触発する言葉』を参照 [Butler 1997 : 16, バトラー2004 : 26]。訳書は残念ながら sovereign を「統制的」、sovereignty を「統治性」と訳してしまっている。
- (27) ブランダムはコミュニケーションという語に独自の意味を与えている [Brandom 1994 : Ch.8] が、ここでは一般的な意味で用いている。
- (28) たとえば、バトラーがラカン派を批判する要点の一つは、ファロスを中心とし、構造的な排除をとまなう象徴界の秩序を普遍的なものだと見なすことが、記号ないし言語を、支配的なジェンダー意識と分かちがたいものとし、さらには言語を使用し、あるいは記号によって構造化された無意識を有するわれわれの存在そのものを、支配的ジェンダー意識と不可分なものとして固定してしまう点であった。『偶発性・ヘゲモニー・普遍性』では、こうした普遍主義・形式主義にたいする批判がヘーゲルに依拠して論じられている。[Butler, Laclau, Žižek 2000 : 15-25, バトラー、ラクラウ、ジジェク2002 : 27-41]。
- (29) なぜわたしたちがそうした攪乱を行うべきなのかを決める規範性は他のところから調達されなければならないだろう。これについては拙論 [大河内2006] を参照。

参考文献 (いずれの引用に際しても断りなく訳を変更している場合がある。)

朝倉 輝一

2004『討議倫理学の意義と可能性』、法政大学出版局。

Brandom, Robert B.

1994 *Making It Explicit*. Cambridge, Mass./London: Harvard University Press.

2000 *Articulating Reasons: An Introduction to Inferentialism*. Cambridge, Mass./London: Harvard University Press.

2002 *Tales of the Mighty Dead: Historical Essays in the Metaphysics of Intentionality*. Cambridge, Mass./London: Harvard University Press.

Butler, Judith

1997 (2004) *Excitable Speech: A Politics of the Performative*. New York/London: Routledge. (『触発する言葉：言語・権力・行為体』竹村和子訳、岩波書店。)

Butler, J., E. Laclau, and S. Žižek

2000 (2002) *Contingency, Hegemony, Universality: Contemporary Dialogues on the Left*. New York/London: Verso. (『偶発性・ヘゲモニー・普遍性』、竹村和子、村山敏勝訳、青土社。)

Dummett, Michael

1981 *Frege. Philosophy of Language*. Cambridge, Mass: Harvard University Press.

Habermas, Jürgen

1976 (2000) *Zur Rekonstruktion des Historischen Materialismus*. Frankfurt am Main: Suhrkamp. (『史的唯物論の再構成』清水多吉監訳、法政大学出版局。)

1991 (2005) *Erläuterungen zur Diskursethik*. Frankfurt am Main: Suhrkamp. (『討議倫理』清水多吉他訳、法政大学出版局。)

1995 (1985, 1986, 1987) *Theorie des kommunikativen Handelns, Bd. 1 und 2*. Frankfurt am Main: Suhrkamp. (『コミュニケーション行為の理論 上・中・下』、河上倫逸他訳、未來社。)

1998 (2002) *Faktizität und Geltung: Beiträge zur Diskurstheorie des Rechts und des demokratischen Rechtsstaats*. Frankfurt am Main: Suhrkamp. (『事実性と妥当性 上』河上倫逸他訳、未來社。)

1999 Von Kant zu Hegel. Zu Robert Brandoms Sprachpragmatik. In ders: *Wahrheit und Rechtfertigung*. Frankfurt am Main: Suhrkamp.

Kant, Immanuel

1983 (2002) Über ein vermeintes Recht aus Menschenliebe zu lügen. In *Werke in sechs Bänden Band IV*. Darmstadt: Wissenschaftliche Buchgesellschaft. (『人類愛からの嘘』『カント全集 第13巻』、谷田信一訳、岩波書店。)

1983 (2002) *Metaphysik der Sitten*. In *Werke in sechs Bänden Band IV*. Darmstadt: Wissenschaftliche Buchgesellschaft. (『人倫の形而上学』『カント全集 第11巻』樽井正義他訳、岩波書店。)

大河内 泰樹

2006 「規範という暴力に対する倫理的な態度：バトラーにおける『批判』と『倫理』」、『現代思想 臨時増刊 総特集ジュディス・バトラー 触発する思想』第34巻第12号：140-157。

2009 「訳者解説1 コミュニケーション的自由の政治思想：ホネットによるヘーゲル『法哲学』読解」、A. ホネット『自由であることの苦しみ：ヘーゲル法哲学の再生』、島崎隆他訳、141-159、未來社。

2012 「合理性の階梯：R・ブランダムにおけるヘーゲル主義への一視角」『一橋社会科学』4巻 2012年：1-12。

2014 「規範・欲望・承認：ピピン、マクダウェル、ブランダムによるヘーゲル『精神現象学』「自己意識章」の規範的解釈」『唯物論研究年誌』第19号 2014年：178-191。

Okochi, Taiju

2012 Freedom and Institution: Theory of Justice as Hegelian "Sittlichkeitslehre" in A. Honneth's *Das Recht der Freiheit*. In *Hitotsubashi Journal of Social Studies*, vol. 44 (1), 2012: 9-19.

(一橋大学大学院社会学研究科准教授)